

松戸 景観

松戸市景観形成ガイドライン—色彩編 Color Scape Guidelines for Matsudo City

平成23年3月
令和8年7月 改定



1 景観形成ガイドライン—色彩編の位置づけ

松戸市では、平成23年3月、景観法に基づいた「景観計画」を策定し、「景観条例」を制定しました。

この景観形成ガイドライン—色彩編は、景観計画に定められている色彩の方針や制限の内容について、市内の事例写真や色彩の具体例とともにわかりやすく解説したものです。

松戸市の色彩景観の特徴	2 松戸市の色彩景観の特徴 P.2
市全域で共通に配慮すべき事項	3 色彩の効果を活かした景観形成 P.3
景観要素に隣接する場合に配慮すべき事項	4 本市の特性を活かした景観形成 P.5
地区に応じて配慮すべき事項 …用途地域に応じて該当する地区の色彩の配慮事項を確認してください。	5 (1)一般市街地における色彩の配慮事項 P.6
	5 (2)商業系市街地における色彩の配慮事項 P.9
	5 (3)工業系市街地における色彩の配慮事項 P.12
工作物の色彩の考え方	6 工作物の色彩の配慮事項 P.15
戸建て住宅の色彩の考え方	7 戸建住宅等の色彩の考え方 P.16
景観色彩の基礎知識 …建築物や工作物等の外装色を考える上で必要な色彩の基礎知識をまとめています。	8 色彩の基礎知識 P.17
	9 色彩基準の考え方 P.18
景観法に基づく行為の制限	10 建築物・工作物の色彩の制限 P.19

2 松戸市の色彩景観の特徴

豊かな自然とまちな緑

松戸市は、市街地を縁取る斜面林や江戸川水系の連続する水辺、通りの名前にもなっている街路樹、団地や住宅等の敷地内の植栽など、豊かな自然とまちな緑に囲まれた色彩景観が特徴となっています。

まちな歴史とともに育まれた豊かな緑は、市内のどこにいても身近に感じることができ、景観に四季折々の彩りをもたらす大切にしたい色彩です。



用途地域に応じたメリハリのある色彩

松戸市では、都市計画によって建築物が用途別にまとまって立地しています。

このため、用途地域に応じて特徴のある色彩景観が形成されています。

■ 一般市街地の建築物等

マンション等の大規模建築物に限らず、戸建て住宅等の小規模建築物と共通して、暖色系の中・低彩度色が基本となっており、住宅地らしい暖かく落ち着いた雰囲気の色景観が形成されています。



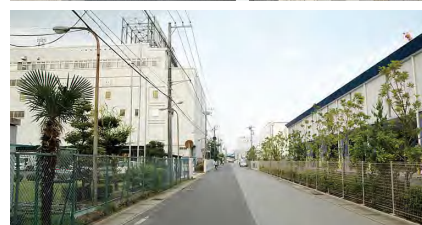
■ 商業系市街地の建築物等

暖色系色相が圧倒的に多く、明度は明るい色からやや暗い色まで幅があり、穏やかな低彩度色が基調となっています。主要駅周辺には多数の商業ビル等が集積し、地域の拠点として、活気とにぎわいが感じられる景観が形成されています。



■ 工業系市街地の建築物等

明るく落ち着いた色調に集中したまとまりのある色彩景観が形成されています。多くの工業施設等が、色彩の分節化など威圧感を軽減する工夫を施し、親しみやすい工業地景観が創出されています。



3

良好な景観の形成に関わる方針

色彩の効果を活かした景観形成

建築物や工作物、緑等の自然要素など、景観を構成する全ての要素には色彩があり、これらの様々な色彩が調和したとき、秩序の整った良好な景観が形成されます。

建築物等の色彩を選定する際は、次の事項に配慮し、周辺との関係性を考えながら景観形成を図ることが重要です。

色彩の秩序への配慮

■ 景観の秩序を守る

- 景観の中で目立たせるべきものとなじませるべきものの役割分担に配慮し、秩序が感じられる色彩景観の形成を図ります。

■ 景観要素を際立たせる

- 建築物等は、重要な景観要素である斜面林の豊かな緑や江戸川などの水辺、寺社などの歴史的・文化的資源の存在感を際立たせ、過剰に存在感を顕示（誇示）しないよう配慮します。



松戸市の色彩景観における誘目性の序列

現況のまち並みとの一体感や連続性への配慮

■ 既存のまち並みの色彩と連続する

- 周辺の建築物等の色彩を確認し、既存のまち並みの中に違和感なく収まるような色彩を選定します。

■ 地域で協力して景観形成を図る

- 商店街や工場などにおいては、事業者どうしが協力して低層部の色調をそろえたり、共通性のあるアクセント色を用いるなど、一体感や連続性が感じられる色彩景観の形成を図ります。



連続性が感じられる水戸街道のまち並み

使用する色彩どうしの調和への配慮

■ 建築物本体だけでなく外観全体の調和を図る

- ひとつの建築物等に必要以上の色彩を用いないようにし、各部の色彩を同色相でそろえるなど、外観に調和が感じられるよう配色を工夫します。
- 建築物本体と、それに付帯する広告物や前面舗装、設備機器類などの色彩に共通性をもたせ、各要素の色彩に調和が感じられるよう配色を工夫します。
- 周辺の建築物等と色相や色調をそろえるなど、まち並みに調和が感じられる配色を工夫します。

暖色系で全体をコーディネートした色相調和による配色の例



建物のカラーコーディネートの基本です。

色彩を同色相でそろえる色相調和による配色の例

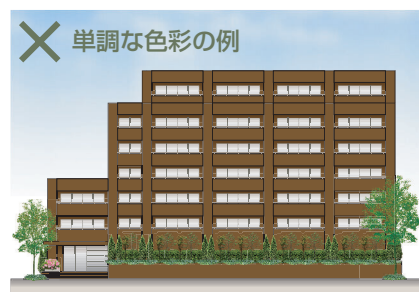
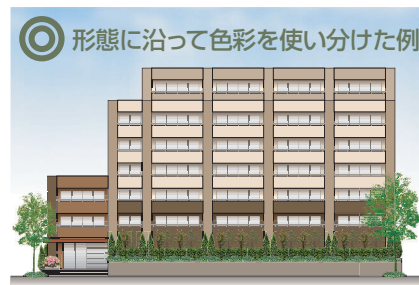
建築物等の規模や形態、素材との調和への配慮

■ 配色の工夫で威圧感を軽減する

- 建築物等の規模を考慮し、威圧感や違和感を和らげるような色彩を基調とするとともに、配色の工夫によって周囲の景観になじませるよう配慮します。
- 色彩の使い分けは、基壇部と高層部、機能に応じた外観の凹凸、外壁とバルコニーなど、建築物等の形態を考慮して行うようにし、形態との相関が低い色分けや具象性の高い絵画的表現などを避けるように配慮します。

■ 建材の材質感を活かす

- 表面的な色彩の工夫ばかりでなく、材質感を活かした表情豊かな外観の形成に配慮します。



配色を工夫した例と単調で威圧感が感じられる例

色彩の心理的效果への配慮

■ 色彩の心理効果を活かす

- 住宅地らしい温もりを感じさせる暖色、開放的で軽快な明るい色、落ちついた自然な印象のアースカラーなど、色彩が与える心理的效果を適切に活かし、建築物等の立地や機能をふまえた心地よい外観の形成に配慮します。

■ 1つのイメージを強調しすぎない

- 色彩の心理的效果に対する過度の期待や即物的なイメージを反映した配色に留意し、建築物等単体のイメージと周辺を含む地域イメージとのバランスを図ります。



心理的效果を活かしながら周辺と調和を図った例（他都市）

色彩の経年変化をふまえた材料選定への配慮

■ 耐候性の高い材料を選ぶ

- 建築物等が長期にわたって外気や風雨にさらされることをふまえ、経年変化に耐える色彩や材料の選定を行います。

■ 経年変化が美しい自然素材を使用する

- 経年変化によって風格を増す木材や石材などの自然素材の積極的な使用を検討します。

■ メンテナンスで美観を保つ

- 汚損した色彩については、周辺に不快感を与えないよう適切にメンテナンスを行います。

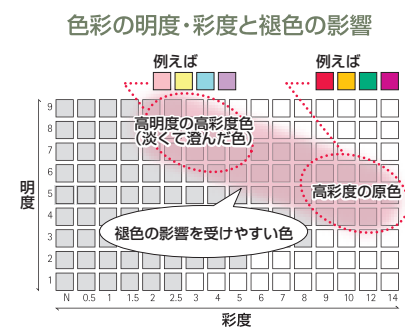
色彩が周辺に与える影響や安全性への配慮

■ 反射の強い鮮やかな色彩を避ける

- 光沢のある仕上げ材等に鮮やかな色彩を使用した場合、隣接する建物等に色彩が反射して映り込むことがあるため、周辺への影響に配慮して色彩や材料の選定を行います。

■ 交通安全に配慮する

- 道路沿いや交差点付近などにおいては、交通標識や信号などの機能に障害を与えない色彩となるよう配慮します。



褪色の影響を受けやすい色彩の例



交通標識との混乱を招く道路沿いの派手な色彩例（他都市）

4

良好な景観の形成に関わる方針

本市の特性を活かした景観形成

松戸市には、市街地を縁取る斜面林の豊かな緑や、江戸川水系の連続する水辺、農地などの自然、先人が築き今日まで継承されてきた歴史・文化、水辺・高台・沿道からの眺望など、松戸市らしさを特徴づけている要素があります。

次の景観要素に近接する場所では、景観要素が引き立つよう色彩景観を形成します。

斜面林への配慮

- 建築物や工作物の色彩は、周囲の緑から突出しやすい高明度色（明度 8.0 以上の色彩）を避け、暖かく落ち着いた暖色系色相の低彩度色を基本とします。
- 建築物の屋根形状や向き、色彩をそろえるなど、スカイラインの連続性に配慮するとともに、背後の斜面林との調和に努めます。

配慮すべき景観要素

斜面林	栗山・矢切、浅間神社、戸定邸、千葉大学、松戸中央公園、21 世紀の森と広場周辺、根木内歴史公園、大谷口歴史公園、東漸寺、本土寺、国分川沿い、龍善寺など
-----	---

水辺への配慮

- 建築物や工作物の色彩は、閉鎖的な印象の低明度色を避け、開放的で穏やかな高明度かつ低彩度色を基本とします。

配慮すべき景観要素

河川	江戸川、坂川、新坂川、坂川放水路、六間川、横六間川、富士川、国分川など
----	-------------------------------------

眺望への配慮

- 建築物や工作物は、眺望の妨げとなるような派手な色彩を避けるとともに、建物の配置の工夫や屋上の設備等の修景などにより、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮します。

配慮すべき景観要素

水辺からの眺望景観	江戸川河川敷一帯	松戸駅周辺のまち並み、斜面林
	戸定邸	江戸川
高台からの眺望景観	野菊苑	矢切の農地、江戸川、富士山、秩父から足柄箱根の山々
	森の橋・広場の橋	21 世紀の森と広場や谷津の斜面林
沿道の眺望景観	常盤平の「けやき通り」、小金原の「あめりかふう通り」「いちよう通り」、六美の「さくら通り」など	沿道の街路樹

歴史・文化の景観要素への配慮

- 建築物や工作物の色彩は、社寺等の色彩や境内林等の緑を尊重し、特に落ち着いた色彩を基調とします。また、配色等の工夫により歴史的な雰囲気が継承されるよう配慮します。

配慮すべき景観要素

建造物	戸定邸、松戸神社、松龍寺、矢切神社、風早神社、明治神社、本福寺、香取稲荷神社、廣徳寺、東漸寺、本土寺や旧参道、萬満寺など
遺構等	浅間神社の極相林、野馬除土手など

市街化調整区域に広がる農の景観要素への配慮

- 建築物や工作物の色彩は、周囲の自然を阻害する高彩度色や対比の強い配色を避け、暖かく落ち着いた暖色系色相の低彩度色を基本とします。

配慮すべき景観要素

農地	矢切・高塚新田の農地、旭町・主水新田・七右衛門新田の水田地帯など
----	----------------------------------

▶▶▶ 樹林地などに近接する場合

斜面林や樹林地などの近接地では、背景となる緑と対比の強い高明度色を避けます。



高明度・低彩度色の坂川沿いの集合住宅



いびし瓦の落ち着いた色彩が風格を感じさせる本土寺



暖かく落ち着いた色彩が基本となっている農地周辺

5

良好な景観の形成に関わる方針

(1) 一般市街地における色彩の配慮事項

対応する用途地域

- 第1・2種低層住居専用地域
- 第1・2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 市街化調整区域

景観形成の方針

豊かな緑に調和した穏やかな景観の形成

住宅地が基本となっている一般市街地では、戸建住宅等の低層住宅に配慮し、落ち着いたきやすさが感じられる色彩景観を目指します。

色彩の配慮事項と事例写真

一般市街地全体 … 豊かな緑が映える暖かく穏やかなまち並みを形成します

◎ 住宅地としての落ち着いたきやすさが感じられる色使いを基本とします。



◎ 周辺の自然やまち並みとの調和に配慮します。



◎ 外観全体の調和に配慮し、外壁や屋根、その他の部位の配色を整えます。

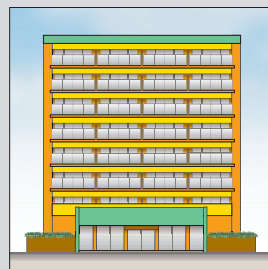


◎ 住宅団地においては、基調となる色相や色調をそろえるなど、建築物相互の調和に特に配慮します。



× 避けたい色彩

- まち並みから突出するような鮮やかな色彩や対比の強い配色を避けます。
- 金属板やガラスなどを用いる場合は、周辺への影響に配慮し、光を強く反射する材料は避けます。
- 低層住宅地に隣接する中高層集合住宅などは、まち並みに威圧感を与えないよう配慮し、暗い色彩を避けます。
- アクセント色又は鮮やかなコーポレートカラー等を用いることを避け、やむを得ず用いる場合は、小さな面積や低層部に集約して用います。



外壁 … まち並みのベースカラーを整えて連続性を形成します

◎ 暖かさや落ち着いたきやすさが感じられる暖色系色相の低彩度色を基本とします。



◎ 部位ごとに色彩を分節化するなど、単調で閉鎖的な外観とならないよう工夫します。



屋根・屋上 … 背景に馴染ませて眺望景觀等に配慮します

- ◎ 屋根・屋上面の色彩は周囲の家並みから突出しないよう配慮します。



- ◎ 外壁等との調和に配慮し、暖色系色相の低彩度色を基本とします。



- ◎ 特に高層建築物においては建築物等の頂部に派手な色彩を用いないよう配慮します。



バルコニー … 外壁と調和させます

- ◎ 手すり部は、外壁と調和した色彩や素材を基本とします。



付帯設備類 … 目立たないようにします

- ◎ 設備機器や配管、ダクト、太陽光発電設備等は、外壁や屋根の色彩と調和した落ち着いた色彩を用います。



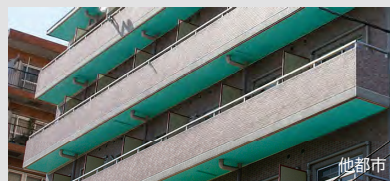
付帯施設 … 目立たないようにします

- ◎ 立体駐車場やごみ置場等は、建築物や外構と調和した落ち着いた色彩を用います。



✕ 避けたい色彩

軒天や戸境壁等に違和感の強い高彩度色や低明度色を用いることを避けます。



バルコニーにガラスを用いる場合は、外壁から突出しないよう高彩度色のフィルムを避けます。



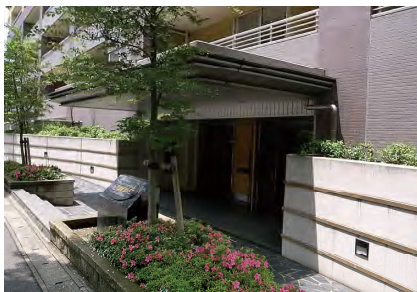
屋外階段 … 外壁と調和させます

- ◎ 屋外階段等は、外壁の色彩との調和に配慮します。



敷地内外構 … 周辺のまち並みに調和するものとします

- ◎ 駐車場やエントランスなどの舗装色は、周辺の道路との調和や一体性に配慮します。



- ◎ 植栽柵などの色彩は、周辺の道路やまち並み、当該建築物の外壁等との調和に配慮します。



外壁・外装の基本とする色彩の範囲			
色相	明度	彩度	備考
R系	8.0以上	1.0以下	※
	3.0以上 8.0未満	2.0以下	
5.0YR～5.0Y	8.0以上	2.0以下	※
	3.0以上 8.0未満	4.0以下	
0.0YR～4.9YR 5.1Y～9.9Y	8.0以上	2.0以下	※
	3.0以上 8.0未満	3.0以下	

※樹林地などの近接地では避ける。

屋根の基本とする色彩の範囲		
色相	明度	彩度
R系	6.0以下	2.0以下
YR系	6.0以下	3.0以下
Y系	6.0以下	3.0以下
その他	6.0以下	1.0以下

外壁・外装の基本とする色彩の例					
-----------------	--	--	--	--	--

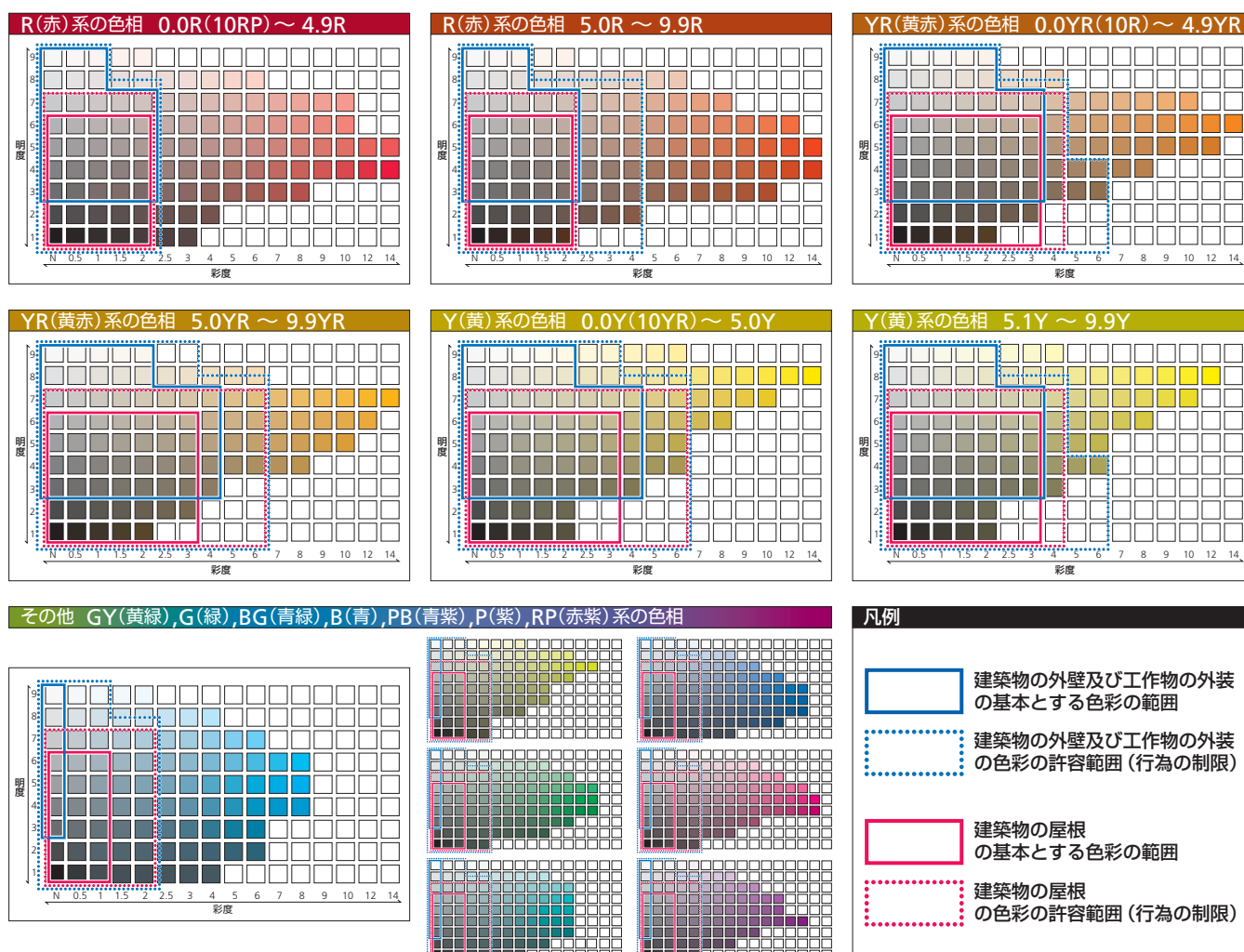
5.0YR8.5/0.5 [15-85A]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.5/1.5 [19-85C]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y8.5/0.5 [25-85A]
5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR6.5/2.0 [19-65D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]
5.0YR6.0/3.0 [15-60F]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]
5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	7.5YR4.0/4.0 [17-40H]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]

上段はマンセル値、下段〔 〕は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

屋根の基本とする色彩の例		
--------------	--	--

N4.0 [N-40]	5.0YR3.0/1.0 [15-30B]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]
N3.5 [N-35]	10YR3.0/0.5 [19-30A]	5.0Y3.0/1.0 [25-30B]
N3.0 [N-30]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]
N2.0 [N-20]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	5.0GY3.0/1.0 [35-30B]
10R2.0/1.0 [09-30D]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	5.0G3.0/1.0 [45-30B]

基本とする色彩の範囲・行為の制限	
------------------	--



(2) 商業系市街地における色彩の配慮事項

対応する用途地域

- 商業地域
- 近隣商業地域
- 準住居地域
- 第2種住居地域

景観形成の方針

にぎわいの中にも秩序や品格が感じられる景観の形成

商業ビルや業務施設等が集積する商業系市街地では、地域の拠点として、にぎわいの中にも秩序や品格が感じられる色彩景観を目指します。

色彩の配慮事項と事例写真

商業系市街地全体 … 地域全体が協力して相乗的に品格が感じられる景観を創出します

- ◎ 市街地としてのにぎわいの中にも品格が感じられる色使いを基本とします。



- ◎ 周辺の店舗等と基調色をそろえたりアクセント色を共有するなど、まち並みとしての連続性が感じられる配色を工夫します。



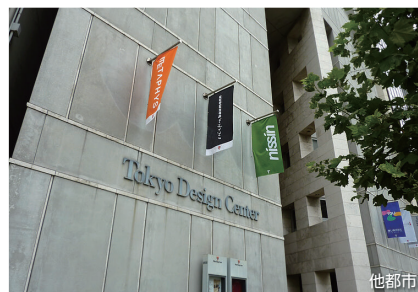
- ◎ 外観全体の調和に配慮し、外壁や屋根、その他の部位の配色を整えます。



- ◎ テナントビル等は、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和を図ります。



- ◎ 外観のアクセントとなる色彩を用いる場合又は鮮やかなコーポレートカラー等を用いる場合は、まち並みとの調和、建築物の外観全体の調和に配慮し、面積を抑えたり低層部に集約するなど、小面積で効果的な表現となるよう工夫します。



- ◎ ショーウィンドウや季節・催事の演出など、できるだけ可変性のある要素を用い、季節感や変化、活力が感じられるまち並みの形成に努めます。



✕ 避けたい色彩

- 周辺のまち並みとの調和に配慮し、まち並みから突出するような過度に鮮やかな色彩や対比の強い配色を避けます。
- 金属板やガラスなどを用いる場合は、周辺への影響に配慮し、光を強く反射する材料はできるだけ避けます。

外壁 … まち並みのベースカラーを整えて連続性を形成します

- ◎ 部位ごとに色彩を分節化するなど、単調で閉鎖的な外観とならないよう工夫します。



- ◎ 低層部では、質感豊かな材料を用いたり、季節感のある色彩演出を採り入れるなど、にぎわいの連続性を創出します。



✕ 避けたい色彩

- 高層部では、窓面を利用した派手な広告物等の掲出や過剰な色彩演出を避けます。
- 圧迫感の強い高彩度色や低明度色を避けます。

屋根・屋上 … 背景に馴染ませて眺望景觀等に配慮します

- 特に高層建築物においては建築物等の頂部に派手な色彩を用いないよう配慮します。



- 外壁と色相をそろえるなど、外観全体の調和に配慮します。

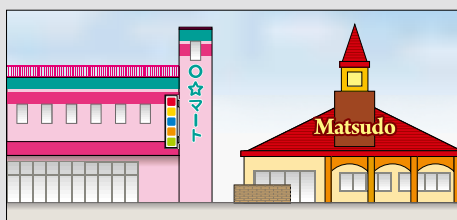


- 陸屋根とする場合は、屋上面の色彩が周囲の家並みから突出しないよう配慮します。



× 避けたい色彩

- ・周囲のまち並みから突出しやすい高彩度色や高明度色を避けます。



付帯施設 … 目立たないようにします

- 立体駐車場やごみ置場等は、建築物や外構と調和した落ち着いた色彩を用います。



バルコニー等 … 外壁と調和させます

- 手すり部は、外壁と調和した色彩や素材を基本とする。



屋外階段 … 外壁と調和させます

- 屋外階段等は、外壁の色彩との調和に配慮します。



× 避けたい色彩

- ・軒天や戸境壁等に違和感の強い高彩度色や低明度色を用いることを避けます。

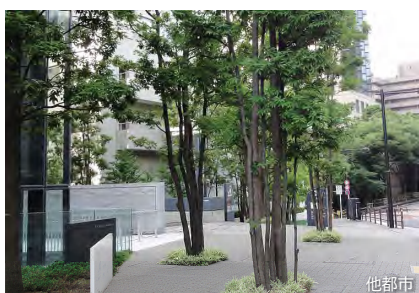
付帯設備類 … 目立たないようにします

- 設備機器や配管、ダクト、太陽光発電設備等は、外壁や屋根の色彩と調和した落ち着いた色彩を用います。



敷地内外構 … 周囲のまち並みに調和するものとします

- 駐車場やエントランスなどの舗装色は、周囲の道路との調和や一体性に配慮します。



- 植栽柵などの色彩は、周囲の道路やまち並み、当該建築物の外壁等との調和に配慮します。



- 樹木や草花の色彩演出に配慮し、うるおいが感じられるまち並みの形成に配慮します。



外壁・外装の基本とする色彩

色相	明度	彩度	備考
R 系	8.0 以上	1.0 以下	※
	3.0 以上 8.0 未満	2.0 以下	
YR 系	8.0 以上	2.0 以下	※
	3.0 以上 8.0 未満	4.0 以下	
Y 系	8.0 以上	2.0 以下	※
	3.0 以上 8.0 未満	4.0 以下	
その他	8.0 以上	1.0 以下	※
	3.0 以上 8.0 未満	2.0 以下	

※樹林地などの近接地では避ける。

屋根の基本とする色彩

色相	明度	彩度
R 系	6.0 以下	2.0 以下
YR 系	6.0 以下	4.0 以下
Y 系	6.0 以下	4.0 以下
その他	6.0 以下	2.0 以下

外壁・外装の基本とする色彩の例

N9.0 [N-90]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR9.0/1.0 [19-90B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y9.0/0.5 [25-90A]	5.0G8.0/0.5 [45-80A]
N8.5 [N-85]	5.0YR8.5/0.5 [15-85A]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	5.0B7.0/1.0 [65-70B]
2.5YR7.0/2.0 [12-70D]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	10Y7.0/1.0 [29-70B]
5.0YR6.0/3.0 [15-60F]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR5.0/3.0 [19-50F]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	5.0Y5.0/2.0 [25-50D]
10R5.0/3.0 [09-50F]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	7.5YR4.0/4.0 [17-40H]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]	5.0GY4.0/1.0 [35-40B]

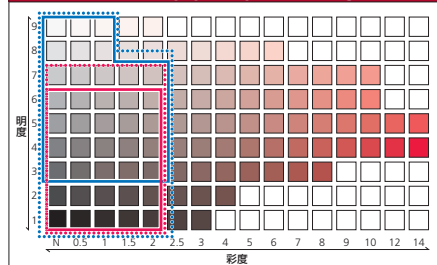
上段はマンセル値、下段〔 〕は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

屋根の基本とする色彩の例

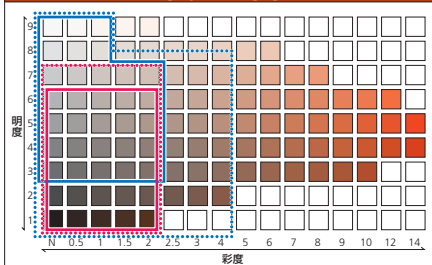
N4.0 [N-40]	5.0YR4.0/1.0 [15-40B]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]
N3.5 [N-35]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]
N3.0 [N-30]	10YR4.0/1.0 [19-50B]	5.0G4.0/1.0 [45-40B]
N2.0 [N-20]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	5.0Y3.0/1.0 [25-30B]
5.0R3.0/1.0 [05-30B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	5.0GY3.0/1.0 [35-30B]

基本とする色彩の範囲・行為の制限

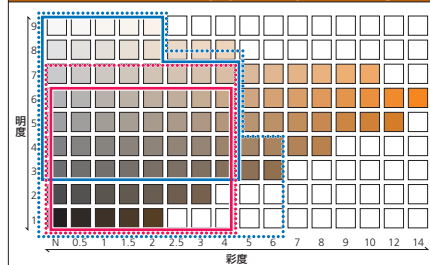
R(赤)系の色相 0.0R(10RP)～4.9R



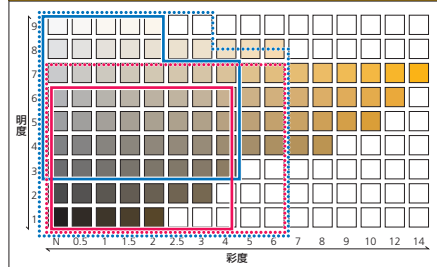
R(赤)系の色相 5.0R～9.9R



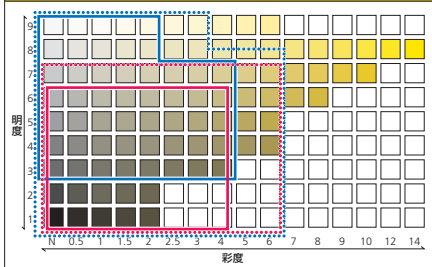
YR(黄赤)系の色相 0.0YR(10R)～4.9YR



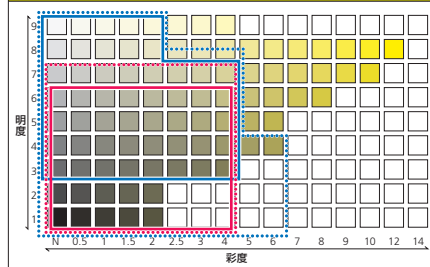
YR(黄赤)系の色相 5.0YR～9.9YR



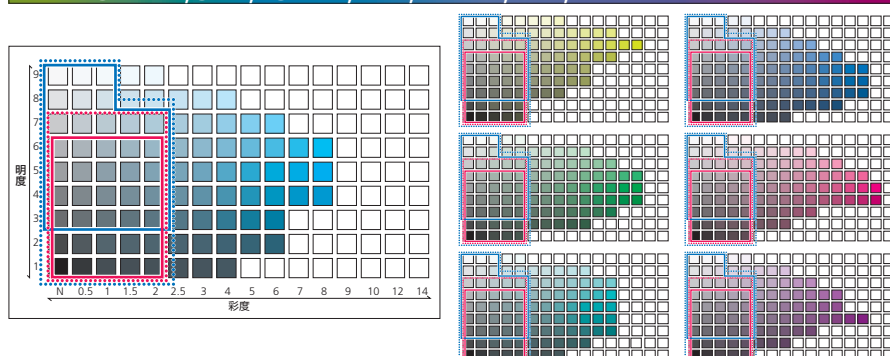
Y(黄)系の色相 0.0Y(10YR)～5.0Y



Y(黄)系の色相 5.1Y～9.9Y



その他 GY(黄緑),G(緑),BG(青緑),B(青),PB(青紫),P(紫),RP(赤紫)系の色相



凡例

- 建築物の外壁及び工作物の外装の基本とする色彩の範囲
- 建築物の外壁及び工作物の外装の色彩の許容範囲(行為の制限)
- 建築物の屋根の基本とする色彩の範囲
- 建築物の屋根の色彩の許容範囲(行為の制限)

5

良好な景観の形成に関わる方針

(3) 工業系市街地における色彩の配慮事項

対応する用途地域

- 工業専用地域
- 準工業地域

景観形成の方針

先進性と親しみが感じられる景観の形成

工場や倉庫等の産業施設が集積する工業系市街地では、清潔感が感じられる明るい色調を基本とし、先進性が感じられる色彩景観を目指します。

色彩の配慮事項と事例写真

工業系市街地全体 … 環境との調和から洗練されたブランドイメージを形成し、地域全体の価値を高めます

- 工場地としての清潔感が感じられる明るい色調を基本とし、金属やガラス等の素材を活かすなど先進性が感じられる色使いなどにも配慮します。



他都市

- 周辺の事業所と協調し、まとまりが感じられる色彩景観の形成に努めます。



- 外観のアクセントとなる色彩を用いる場合又は鮮やかなコーポレートカラーを用いる場合は、まち並みとの調和、建築物の外観全体の調和に配慮し、建築物の形態に合わせた塗り分けを行うなど、小面積で効果的な表現となるよう工夫します。



- 生産施設や倉庫等は、外壁や屋根等の定期的なメンテナンスを行うなど、美観を維持するとともに、清潔で親しみやすい外観とします。



- 外観全体の調和に配慮し、外壁や屋根、その他の部位の配色を整えます。



他都市



- 建物用途が混在する地域では、相互の調和に配慮し、明るく落ち着いた色彩景観の形成に努めます。



× 避けたい色彩

- 周辺のまち並みとの調和に配慮し、まち並みから突出するような鮮やかな色彩や暗い色彩、対比の強い配色を避けます。
- 金属板やガラスなどを用いる場合は、周辺への影響に配慮し、光を強く反射する材料はできるだけ避けます。

外壁 … まち並みのベースカラーを整えて連続性を形成します

- 圧迫感の強い高彩度色や低明度色を避け、高明度・低彩度色を基本とします。



- 大規模な生産施設や倉庫等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい外観となるよう工夫します。



他都市

屋根・屋上 … 背景に馴染ませて眺望景観等に配慮します

- ⊙ 外壁と色相をそろえるなど、外観全体の調和に配慮します。

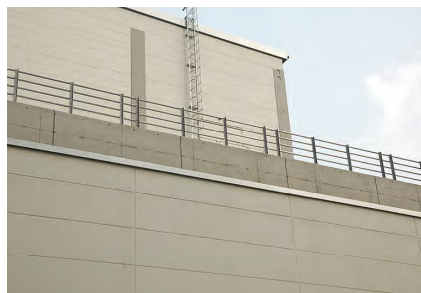


- ⊙ 陸屋根とする場合は、屋上面の色彩が周囲の家並みから突出しないよう配慮します。



バルコニー等 … 外壁と調和させます

- ⊙ 手すり部は、外壁と調和した色彩や素材を基本とします。



屋外階段 … 外壁と調和させます

- ⊙ 屋外階段等は、外壁の色彩との調和に配慮します。



✕ 避けたい色彩

- ・ 周囲のまち並みから突出しやすい高彩度色や高明度色を避けます。

✕ 避けたい色彩

- ・ 軒天や戸境壁等に違和感の強い高彩度色や低明度色を用いることを避けます。

付帯設備類 … 目立たないようにします

- ⊙ 設備機器や配管、ダクト、太陽光発電設備等は、外壁や屋根の色彩と調和した落ち着いた色彩を用います。



付帯施設 … 目立たないようにします

- ⊙ 立体駐車場やごみ置場等は、建築物や外構と調和した落ち着いた色彩を用います。



敷地内外構 … 周囲のまち並みに調和するものとしします

- ⊙ 駐車場やエントランスなどの舗装色は、周辺の道路との調和や一体性に配慮します。



- ⊙ 生産設備、タンク等は、その機能を重視し、派手な色彩の使用や絵画、スローガンなどの掲出を避けます。



- ⊙ 植栽柵などの色彩は、周辺の道路やまち並み、当該建築物の外壁等との調和に配慮します。



外壁・外装の基本とする色彩			
色相	明度	彩度	備考
R 系	8.0 以上	1.0 以下	※
	5.0 以上 8.0 未満	1.0 以下	
YR 系	8.0 以上	2.0 以下	※
	5.0 以上 8.0 未満	3.0 以下	
Y 系	8.0 以上	2.0 以下	※
	5.0 以上 8.0 未満	3.0 以下	
その他	8.0 以上	1.0 以下	※
	5.0 以上 8.0 未満	1.0 以下	

※樹林地などの近接地では避ける。

屋根の基本とする色彩		
色相	明度	彩度
R 系	6.0 以下	2.0 以下
YR 系	6.0 以下	4.0 以下
Y 系	6.0 以下	4.0 以下
その他	6.0 以下	2.0 以下

外壁・外装の基本とする色彩の例

N9.5 [N-95]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR9.0/1.0 [19-90B]	5.0Y9.0/0.5 [25-90A]	5.0Y9.0/1.0 [25-90B]	5.0B8.5/0.5 [65-85A]
N9.0 [N-90]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]	5.0PB8.5/0.5 [75-85A]
N8.5 [N-85]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	5.0BG8.0/0.5 [55-80A]
N8.0 [N-80]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	5.0PB7.5/0.5 [75-75A]
N7.5 [N-75]	10YR7.0/1.5 [19-70C]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.0/1.5 [25-70C]	5.0B7.0/1.0 [65-70B]

上段はマンセル値、下段 [] は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

屋根の基本とする色彩の例

N5.0 [N-50]	10Y5.0/1.0 [29-50B]	5.0B5.0/1.0 [65-50B]
N5.5 [N-55]	5.0GY5.0/1.0 [35-50B]	10B4.0/2.0 [69-40D]
N4.0 [N-40]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	5.0B4.0/1.0 [65-40B]
N3.5 [N-35]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0PB4.0/1.0 [75-40B]
N3.0 [N-30]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	5.0G3.0/1.0 [45-30B]

基本とする色彩の範囲・行為の制限



6

良好な景観の形成に関わる方針

工作物の色彩の配慮事項

工作物の色彩も建築物と同様に暖色系色相の落ち着いた色調を基本に考え、斜面林や水辺などの景観要素に隣接する地域では、景観要素の存在感を際立たせるよう配慮が必要です。

各市街地類型の【外装の基本とする色彩】の範囲を基本に、下記の色彩の配慮事項に沿って色彩選択を行ってください。

色彩の配慮事項と事例写真

柵及び塀 … 植栽が映える落ち着いた色彩とします

- ◎ ネットフェンス等の柵類は、こげ茶やベージュ、灰色など落ち着いた色彩を基本とします。



- ◎ 工業系市街地では、できるだけ透過性のあるものを採用し、敷地境界部の植栽が映える、こげ茶やベージュ、灰色など落ち着いた色彩を基本とします。



柱類 … 目立たないようにします

- ◎ 照明柱やサインポールなどの柱類は、こげ茶やベージュ、灰色など落ち着いた色彩を基本とします。



✕ 避けたい色彩

- ・柵や塀を設ける場合は、威圧感のある色彩や閉鎖的な色彩を避けます。
- ・周辺から突出するような白などの高明度色や高彩度色を用いることを避けます。

鉄塔、電波塔、煙突、高架水槽、太陽光発電設備等…背景に馴染ませて目立たないようにします

- ◎ 鉄塔や電波塔は、光沢を抑えたこげ茶や灰色など落ち着いた色彩を基本とします。



- ◎ 建築物等の屋上等に設置する場合は、建築物等との一体性に配慮し、違和感の少ない色彩を基本とします。

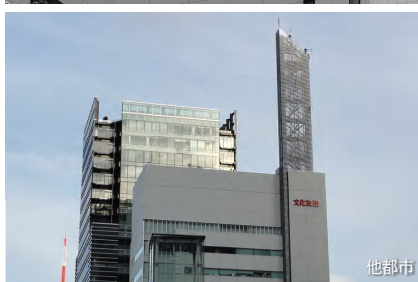


製造施設、貯蔵施設

- ◎ 周辺との調和に配慮した落ち着いた色彩を用います。



- ◎ 太陽光発電設備等は、光沢を抑えた落ち着いた色彩とします。



▶▶▶ 参考となる色彩

国土交通省では、防護柵（ガードレール）について、景観になじみやすい指定色を定めています。これらの指定色は、土や砂の色彩と共通性があり、建築物等に慣用されている 10YR の色相を基本としています。工作物の色彩を計画する際の参考にしてください。

色彩	色名	マンセル記号
	ダークブラウン	10YR2.0/1.0 程度
	グレーベージュ	10YR6.0/1.0 程度
	ダークグレー	10YR3.0/0.2 程度
	オフグレー	5Y 7.0/0.5 程度



7 戸建住宅等の色彩の考え方

市内の戸建住宅等の建築物は、暖色系の穏やかな色彩や無彩色が基本となっており、やすらぎが感じられる色彩景観が形成されています。一方で、ごく一部の建築物等に派手な色彩が使用され、周辺景観に対して違和感を感じさせる要素となっています。戸建住宅等の色彩は、周辺のまち並みの色彩を参考に、年月を経ても飽きのこない色彩を選択することが大切です。

外観全体



住宅地としての落ち着きやすらぎが感じられる色使いを基本とします。



外観全体の調和に配慮し、外壁や屋根、その他の部位の配色を整えます。



避けたい色彩

- 周辺の自然やまち並みとの調和に配慮し、まち並みから突出するような鮮やかな色彩や対比の強い配色を避けます。

屋根・屋上



屋根・屋上面の色彩は周囲の家並みから突出しないよう配慮します。



外壁等との調和に配慮し、暖色系色相の低彩度色を基本とします。



太陽光発電パネルなどを設置する場合は、屋根面との調和に配慮し、違和感のないように収めます。



外壁



暖かさや落ち着きが感じられる暖色系色相の低彩度色を基本とします。



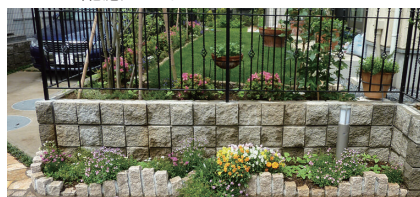
敷地内外構



駐車場やエントランスなどの舗装色は、周辺の道路との調和や一体性に配慮します。



植栽升などの色彩は、周辺の道路やまち並み、当該建築物の外壁等との調和に配慮します。



外壁・外装の基本とする色彩の例

5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR7.5/1.0 [19-75B]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y8.0/0.5 [25-80A]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]
10R5.0/3.0 [09-50F]	5.0YR6.0/3.0 [15-60F]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/3.0 [19-50F]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]
2.5YR3.0/4.0 [12-30H]	5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/4.0 [17-40H]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]

屋根の基本とする色彩の例

N4.0 [N-40]	5.0YR3.0/2.0 [15-30D]	5.0Y3.0/1.0 [25-30B]
N3.5 [N-35]	10YR3.0/1.0 [19-30B]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]
N3.0 [N-30]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	5.0GY3.0/1.0 [35-30B]
10R3.0/2.0 [09-30D]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0G3.0/1.0 [45-30B]

上段はマンセル値、下段〔 〕は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

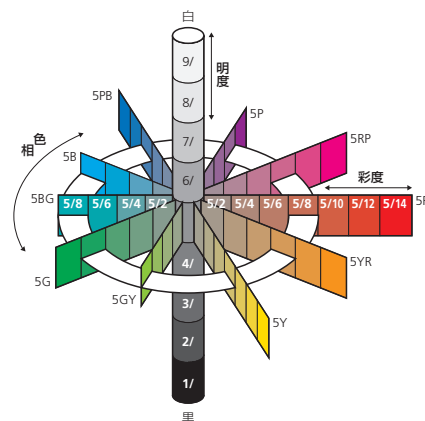
8

色彩の基礎知識

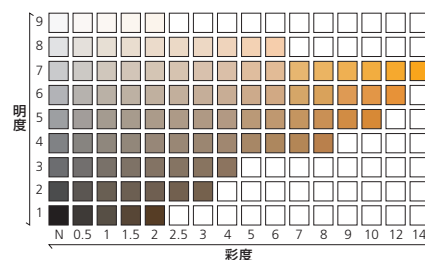
一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観色彩ガイドラインでは日本工業規格 (JIS) にも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

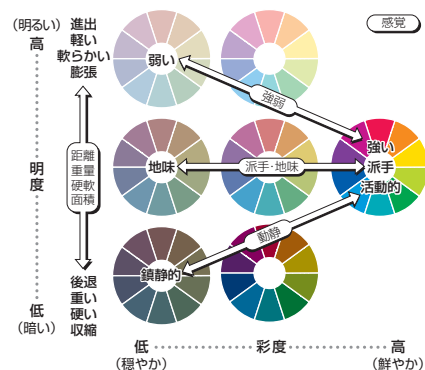
マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相 (しきそう)」「明度 (めいど)」「彩度 (さいど)」という3つの尺度の組み合わせによって表し、これを色彩の三属性といいます。



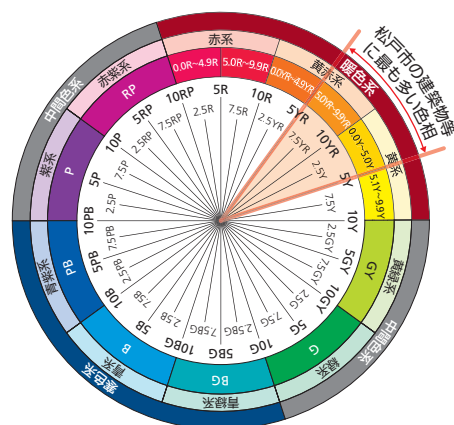
マンセル表色系のしくみ



明度 (あかるさ) と彩度 (あざやかさ)



トーン (色調) とイメージの関係



マンセル色相環と松戸市景観色彩ガイドラインの色相区分

色相・明度・彩度とは

■ **色相** は、いろあいを表します。10種の基本色 (赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP) とその度合いを示す0から10までを組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

■ **明度** は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

■ **彩度** は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になります。あざやかな色ほど数値が大きく、赤の原色は14程度です。

マンセル値

色彩の三属性を組み合わせる記号で、下記のように読みます。



畑の土の色
じゅうワイアル よん の さん
10YR 4 / 3
色相 明度 彩度



桜の葉の色
ななてんごじーワイ よん の ろく
7.5GY 4 / 6
色相 明度 彩度

色調とは

色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものを色調 (トーン) といいます。一般に明度と彩度の組み合わせが似ている色彩は、色相が異なっても強弱や軽重、濃淡などの色のイメージに共通性があります。

このため、隣り合う建物どうしやまち並みの色調をそろえることで、調和が感じられる整った景観を形成することができます。

暖色系・寒色系とは

人が色に対して感じる個人的な嗜好・嫌悪は様々ですが、色から連想される言葉や感覚、イメージには共通性があります。

こうした色彩のイメージの代表的なものとして、温もりを感じる「暖色」と冷たさを感じる「寒色」があります。

市内の建築物等の色彩は「暖色系」の色彩が大多数を占めており、寒色系・中間系の色相は非常に少ないため、すべての色彩基準で、現況で中心となっている色相を伸張することを基本としています。

建築物等の色彩を選定する際は、まちの色彩が持っている共通のイメージを活かす色彩を選ぶことが大切です。

9 色彩基準の考え方

一定規模以上の建築物・工作物等の事前協議及び届出制度

松戸市全域で一定規模以上の建築物・工作物等の新築、増築、改築や外観の変更等を行う場合は、景観法・景観条例に基づき事前協議及び届出が必要です。

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる建築物の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・地盤面からの高さが15mを超える建築物 ・延べ面積が1,000㎡を超える建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる工作物の修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	・高さ2mかつ長さ30mを超えるもの ・高さ15mを超えるもの ・築造面積が300㎡を超えるもの ・パネル等の面積の合計が300㎡を超えるもの
擁壁 門・塀・柵、その他これらに類するもの 煙突、鉄塔、高架水槽、携帯電話基地局アンテナ、その他これらに類するもの 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの 製造施設、貯蔵施設、その他これらに類するもの 機械式駐車場 太陽光発電設備その他これらに類するもの	

【良好な景観の形成に関する方針】と【行為の制限】

景観計画では、色彩及び景観要素への配慮事項、市街地の区分別に色彩基準を定めた【良好な景観の形成に関する方針】と全市共通の【行為の制限】を定めています。建築物等の色彩を検討する場合は、該当する市街地区分を確認し、【良好な景観の形成に関する方針】に沿って計画し、事前協議・届出を行ってください。

【行為の制限】に適合しない場合は、勧告や変更命令の措置を行う場合があります。

色彩基準の対象

■ 外壁・外装の基本とする色彩

建築物の外壁基調色が色彩基準の対象となります。まち並みは、個々の建築物の外壁が連続することで形成されており、外壁は景観のベースとなる重要な色彩です。また、工作物は、門、柵や塀、コンクリート柱や鉄柱等の柱類、鉄塔や煙突、携帯電話基地局アンテナ、太陽光発電設備等、タンク等の製造・貯蔵施設等の外装色が色彩基準の対象となります。

■ 屋根の基本とする色彩

建築物の屋根が色彩基準の対象となります。屋根は建築物の頂部に位置し、水辺や高台からの眺望景観に影響するため、配慮が必要です。

陸屋根の建築物で、高台等から屋上面が見える場合は、屋上面も対象となります。

色彩基準の対象除外

次のような場合は、色彩基準によらないことができます。

■ 伝統素材や自然素材、着色をしていない素材色など

着色をしていない木材や漆喰、土壁、ガラス、地場の石材などの色彩は上記基準の範囲外でも使用できるものとします。

■ 建築物等の小面積で用いられる色彩

建築物等の外壁・屋根各面の垂直投影面積の1/5未満の範囲内で用いられる色彩については、色彩基準の範囲外でも使用できるものとしますが、できるだけ小面積に抑え、低層部で用いるように努めます。

■ 市長が審議会の同意を得て許可したもの

その他、市長が公益上必要でやむを得ないものとして、景観審議会の同意を得たものについては、上記基準の範囲外でも使用できるものとします。

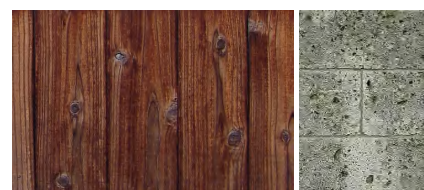
▶▶▶ 届出規模に満たない場合

届出規模に満たない小規模な建築物・工作物等についても、周辺の景観に配慮した色彩を選択することが大切です。

戸建住宅等は、本書P.19に色彩の考え方を掲載していますので参考にしてください。

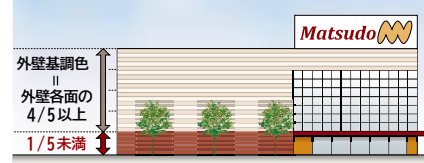
▶▶▶ 用途地域に応じた市街地区分

市街地区分	用途地域
一般市街地	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、市街化調整区域
商業系市街地	商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第2種住居地域
工業系市街地	工業専用地域、準工業地域



木材や石材などの自然素材の例

色彩基準における面積比の考え方



アクセントとなる色彩を用いる場合等は、外壁・屋根各面の1/5未満に色彩基準の範囲外の色彩を使用することができます。

色彩基準における面積比の考え方

大規模な建築物および工作物は、下記の基準に適合している必要があります。

建築物の色彩の制限

外壁	・外壁の色彩は、周辺の自然やまち並みに違和感なく調和する落ち着いた色彩とし、その基調となる色彩は【別表 1】に示す範囲内とすること。 ・外観のアクセントとなる色彩を用いる場合は、外壁各面の面積の 1/5 未満に抑えること。
屋根	・屋根の色彩は、周辺の自然やまち並みに違和感なく調和する落ち着いた色彩とし、かつ【別表 2】に示す範囲内とすること。 ・外観のアクセントとなる色彩を用いる場合は、屋根各面の面積の 1/5 未満に抑えること。
外構等 (色彩に関わる制限のみ)	・沿道側のフェンス等の設置については、管理上、最低限必要な箇所とし、こげ茶やベージュ、灰色など落ち着いた色彩を基本とすること。 ・施設の色彩は、建築物本体との一体感や周辺の自然やまち並みとの調和に配慮すること。 ・太陽光発電設備等を屋根や屋上に設ける場合は、屋根等に馴染む色彩とすること。

工作物の色彩の制限

外装	・周辺の自然やまち並みに違和感なく調和する落ち着いた色彩とし、その基調となる色彩は【別表 1】に示す範囲内とすること。 ・外観のアクセントとなる色彩を用いる場合は、外装各面の面積の 1/5 未満に抑え、できるだけ低層部に集約して用いること。 ・太陽光発電設備等は、低明度・低彩度の落ち着いた色彩とすること。 ・門・塀・柵を通りから望見できる位置に設ける場合、こげ茶やベージュ、灰色など落ち着いた色彩を基本とすること。
----	---

建築物の外壁及び工作物の外装の色彩

【別表 1】

	色相	明度	彩度
R 系	0.0R (10RP) ~ 4.9R	8.5 以上	1.0 以下
		5.0 以上 8.5 未満	2.0 以下
		5.0 未満	2.0 以下
	5.0R ~ 9.9R	8.5 以上	1.0 以下
		5.0 以上 8.5 未満	4.0 以下
		5.0 未満	4.0 以下
YR 系	0.0YR (10R) ~ 4.9YR	8.5 以上	2.0 以下
		5.0 以上 8.5 未満	4.0 以下
		5.0 未満	6.0 以下
	5.0YR ~ 9.9YR	8.5 以上	3.0 以下
		5.0 以上 8.5 未満	6.0 以下
		5.0 未満	6.0 以下
Y 系	0.0Y (10YR) ~ 5.0Y	8.5 以上	3.0 以下
		5.0 以上 8.5 未満	6.0 以下
		5.0 未満	6.0 以下
	5.1Y ~ 9.9Y	8.5 以上	2.0 以下
		5.0 以上 8.5 未満	4.0 以下
		5.0 未満	6.0 以下
その他	GY,G,BG,B,PB,P,RP	8.5 以上	1.0 以下
		5.0 以上 8.5 未満	2.0 以下
		5.0 未満	2.0 以下
無彩色	N	8.5 以上	0 (使用可)
		5.0 以上 8.5 未満	0 (使用可)
		5.0 未満	0 (使用可)

建築物の屋根の色彩

【別表 2】

	色相	明度	彩度
R 系	0.0R (10RP) ~ 9.9R	7.0 以下	2.0 以下
YR 系	0.0YR (10R) ~ 4.9YR	7.0 以下	4.0 以下
	5.0YR ~ 9.9YR	7.0 以下	6.0 以下
Y 系	0.0Y (10YR) ~ 5.0Y	7.0 以下	6.0 以下
	5.1Y ~ 9.9Y	7.0 以下	4.0 以下
その他	GY,G,BG,B,PB,P,RP	7.0 以下	2.0 以下
無彩色	N	7.0 以下	0 (使用可)

※着色をしていない木材や漆喰、土壁、ガラス、地場の石材などの色彩は別表 1・2 の基準の範囲外でも使用できるものとする。

※建築物等の外壁・外装・屋根各面の垂直投影面積の 1/5 未満の範囲内で用いられる色彩については、別表 1・2 の基準の範囲外でも使用できるものとするが、できるだけ小面積に抑え、低層部で用いるように努める。

※小規模な付属建築物等で、周囲からの望みに配慮して、配置の工夫又は緑化やルーバー等の設置により修景を行い、良好な景観形成を図る上で影響が少ないと市長が認めるものについては、別表 1・2 の基準の範囲外でも必要最低限の範囲で使用できるものとする。

※その他、市長が公益上必要でやむを得ないものとして、景観審議会の同意を得たものについては、別表 1・2 の基準の範囲外でも使用できるものとする。



色彩の届出方法

建築物・工作物等の色彩の届出は、マンセル表色系に基づいて届出を行ってください。

着色をした立面図（縮尺1/100程度、すべての面がわかるもの）に外壁等の仕上げの方法と色彩をマンセル値（色彩・明度・彩度）で記入して提出してください。

マンセル値については、次の方法で調べたり類推することができます。

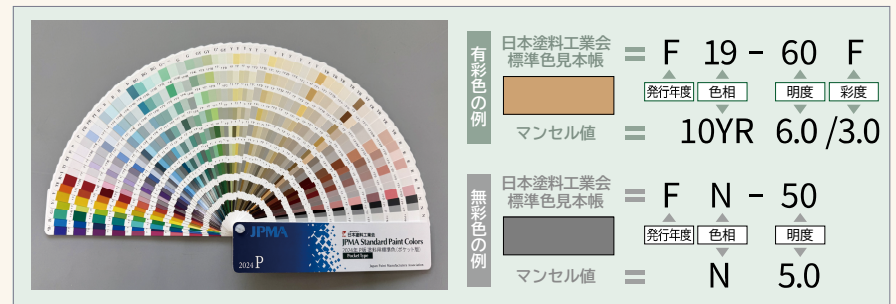
■ 塗料用標準色見本帳で調べる

（社）日本塗料工業会が発行する塗料用標準色の色見本帳には、すべての色彩にマンセル値が記入されており、使用したい色彩のマンセル値を容易に調べたり、類推することができます。

この見本帳は、建築物や構造物、設備などの塗装によく使われる色を選定して2年ごとに発行されるもので、色彩計画の道具として大変便利です。

発行年度が違っても番号が同じであれば基本的に同じ色を指します。

色票に(景)マークが付記された色は、国土交通省が推奨する景観に配慮した防護柵の色です。



※印刷物やパソコンモニター、プリンター等からのプリントアウトの場合、色再現が正確でない場合があります。色彩の確認は、必ず実物の建材サンプルや色見本帳で行ってください。

※この冊子では、できるだけ正確に色彩を表現するよう努めました。印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

